

# 正論とゞろく東京大会

## 第7回定期時代議員総会

情熱と良心の大河で税理士界を洗う

全國青年税理士連盟

全国青年税理士連盟  
東京都荒川区南千住  
5-25-14  
電話 03(803) 2328  
連盟本部 税理士荻野弘康事務所内  
会 行 荻野人 弘康  
発長編集 唐木田明雄  
広報部長

全国青年税理士連盟の第七回定期時代議員総会—東京大  
会—は、梅雨まだ止まぬ七月十三日（土）、税理士界の  
拠点、日本税理士会連合会と東京税理士会を容する、東  
京千駄谷の税理士会館で開催された。

長雨に禍され、前日まで国鉄幹線も事故続きたあり、  
大いに大会への影響が心配されるところとなっていたが  
当時は一転して晴れ。青年税理士の熱情は天に轟き、湿  
り雲も逃げんばかりの盛況を極めることができた。

本年は総会の前に分科シンポジウムがあり、このため  
受付けは午前十一時に開始と早かった。しかし出足は好  
調で、シンポジウムの定刻には、すでに出席者は百七十  
八十名に及び、なおも参加者は後を断つことなく続いて  
午後二時の総会では、実に二百名の大勢に達し、地下よ  
り四階に至る会場の全館を、全青税一色に染めぬいたの  
であった。

時、恰も参議院選挙の直後、与野党しおぎを削った選  
挙戦であっただけに、来賓の国会議員も多彩を極め、自  
民党四名、社会党四名、共産党四名、公明党一名、民社  
党一名の計十四名を数え、祝電は山をなし、会議はいよいよ  
盛り上りを示した。活潑なる質疑と討論が続き、と  
かく問題提起された年度であったが、全青税の健在をいか  
んなく發揮するものであった。

- 一、国民のための税理士法改  
正運動の先頭に立とう。
  - 二、国民大衆と中小企業者を  
圧迫し、税理士制度を根底  
からゆるがす付加価値税の  
導入を阻止しよう。
  - 三、納税者の意志に基づか  
ない、小規模事業対策を徹回  
させよう。
  - 四、税理士法改正に逆行する、  
税務監査に反対しよう。
- 以上の目的を達成するため、  
われわれは全国青年税理士連盟  
の組織を拡大、強化しよう。

昭和四十九年七月十三日

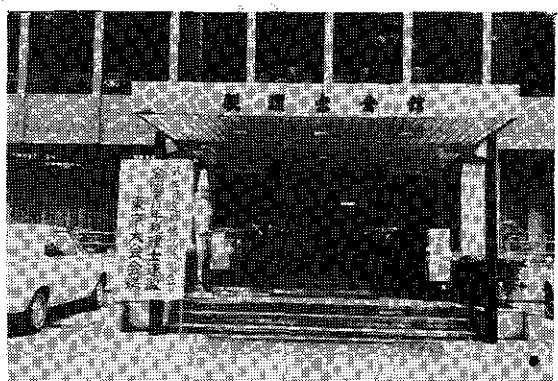
全国青年税理士連盟  
東京大会

全国青年税理士連盟は、代議  
員総会の名において次の通り宣  
言する。

### 大會宣言



総会全景 ぎっしりの会場



税理士界の本拠地 税理士会館



の展開に苦慮したが、『国民会議の結成』で組織参加により運動継続を遂げ、本法の一部修正という

賛成な成果を得た。

成立以後と雖ども、反対の趣旨を反映させる努力は勘定の状態である。

より効果的な運動という意味で、日税連の附帯決議の省政令化運動に一致点を求め、必要な手段、努力は構じて行きたい。

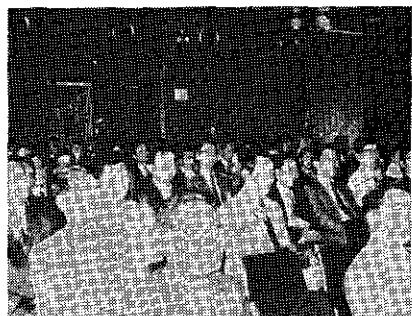
法改正の署名運動は二年度に亘る成果をもって、日税連に運動の開始、促進を要望したい。

二十億円基金の運動は当初、神奈川青税連の提唱ではじまり東京青税連に波及、全青税規模ではまだ一般化されていない。

法改正に必要な運動資金の確保と、意識の啓発が趣旨であり、全般的な運動へ徹底して行きたい。

——この他、高相会員（東京）より税理士の社会的地位を問題として、東京で目下訴訟中の『税理士解任滥用事件』が緊急提案され要旨つきのように説明された。

事件の概略は小林会員（東京）が、職務を忠実に履行したにも拘らず、一方的な解任を受けた。関与会社は某一流企業と親子関係にあり、この解任の背景には親会社



情熱と良心の会場



立錐の余地なし懇親会



日税連会長ものぞ回慢

の小会社乗っ取り、団が働いていた。このように税理士の職能と

商法改正で親子会社の規定が成立した現在、第二～第三の小林事件が発生していく。この件は訴訟中

であって、東京青税連は全面的に支援しており、全青税の強力な支援を望み、対策を緊急に構じられた。

以上の提案は全会一致で可決され、全青税として特別委員会を設置して対策に当ることになった。

第六号議案、四十九年度収支予算承認の件

後藤経理部長の説明に続き、計上した収入の起算根拠、インフレ化にあり支出は計上額を超過する心配は無いか。会費値上げで事務局費の個人負担は回避せよ。等々

金子副会長より、原案の朗読があり、慎重審議の末に満場の拍手の中で別掲の通り承認された。

このあと新役員を代表して、再選の萩野会長の挨拶があり、また来賓の祝辞は多数であった為に、議事進行の隨所で行われ、第七回の代議員総会は、予定通り午後六時、西川副会長の閉会の言葉をもつて終幕したのであった。

建設的な質疑の後、採決で可決された。

#### 第七号議案、役員改選の件

矢頭前大阪青税会長より、前年に習って理事会で事前に検討されたりストに基づいた旨を提案され、会議の承認を得て審議に入り採決で、別掲の通り可決承認された。

翌早朝、ゴルフ同好会のメンバーは、グリーンを求めて、他は九時から懇親会に出席。

これも予想を超え、会場に収容できぬほどの参加者を得て、各地の状況、意見の交換が、時間一杯行われた。

いずれも、未完な税理士制度が原因の環境問題を憂え、殊に未組織地域では、このハムレットの懶惰さは深い。尚、大会には間に合わなかったが、静岡地区より杉山会員が懇親会に駆けつけ、出席者一同が感激する一コマがあった。

引続、華麗な懇親会が繰り広げられ、中々の拍手を合図に、ナイト・ツアーワーの一行五十名が夜の東京へ向け出発、残る大半は、五月雨的に宿舎の帝国ホテルへ赴いた。

東京へ

自民党衆議院議員 小山省二  
自民党衆議院議員 紺谷茂  
秘書

自民党衆議院議員 安井謙  
秘書  
社会党衆議院議員 長谷川正三  
社会党衆議院議員 佐野進  
社会党衆議院議員 高沢寅男  
社会党衆議院議員 上田哲  
社会党衆議院議員 渡辺武  
社会党衆議院議員 内藤功  
共産党衆議院議員 三木忠雄  
共産党衆議院議員 松本善明  
共産党衆議院議員 青柳盛雄  
公明党衆議院議員 和田耕作  
民社党衆議院議員 添田正夫  
日税連会長 全国婦税連 世永明子  
商法反対国民会議議長 波多野重雄  
全国専税協 中村自明  
東京税理士会副会長 向山佳宏  
（衆議院議員） 鈴岡兵輔、福田篤泰、山本政弘、小林政子、増本一彦、小此木彥三郎、横山利秋、広瀬秀吉、松本忠助、正森成二、浜野清吾、宇都宮信馬、大柴しげ夫、深谷隆、金子みつ、海部俊雄、春日一幸、下平正一、鈴切康雄  
（参議院議員） 原田立、春日正一、佐々木静子、戸田菊雄、青木一男、原文兵衛  
（その他） 全国婦税連会長福森寿子、北海道税理士会会长望月武義、青森会員奈良慶吉、宮崎会員福井国雄。

来賓一覧（敬称略、順不同）

全国青税連の進路は明確である

—会長に再選されて思う—

会長 萩野弘康

前年度は、商法問題に明け、商法問題に暮れた一年間でありまし

税理士法改正で、基本要綱改定の動きを封じよう

なり露骨です。

じておりますが、商法問題の間隙をぬって、小企業問題や付加価値税問題が拾頭しつつあることは見えません。これでもか、これでもかと、われわれに降りかかる火の粉は、ともすれば戦意さえ喪失する程です。このような混迷の時代、乱れた世の中を直そうと一人ムキになることはない、自分の利益だけを考えていればよいという誘惑に駆られても不思議ではありません。

「税理士の使命」については、中正な立場が税理士にふさわしいのだというグループ（意図的なもの）があります。「特試廢止」と「認定制度導入」を一緒にし「自治権」も時期尚早といいうのもこのグループです。日税連は「基本要綱」をまとめるのに五年も、六年もの歳月を費やしてきています。「基本要綱」の精神こそ、税理士法改正の主柱です。

日本の税制は、フレッシャーグループのエゴイズムをそのまま内包しているといわれています。大企業や資産家優遇の措置法、中小企業やサラリーマンをイジメル針穴式徴税法等々枚挙にいとまがない程です。昭和五十一年度から導入されようとしている「付加価値税」は、売上税とも呼ばれ、最終消費者にその負担が転嫁されます。負担の公平を害するばかりか

や税理士制度にも重大な影響を与えた。本年度の重点的なテーマとなります。

「小企業対策」も、元をたたせば税制の矛盾そのものです。所得も、税金も少なく、税理士も頼めないような小企業に、税金をかけている税制の手直しこそ急務と考えます。国税庁の命による、納税者の意志に基づつかない日税連の小企業対策は、税理士を税務官公庁の下請機関に転落させるだけで

た。六月し  
法部会を題  
に入つては  
告制度など  
多大な影響  
であります。  
この件は、  
下げ命令、す  
る公開、す  
る独裁など  
と考えます。

十九日、法制審議会は開き、第二次改正の検討がなされますが、連結納税による中小企業と税理士との争いを抱える問題を内包して

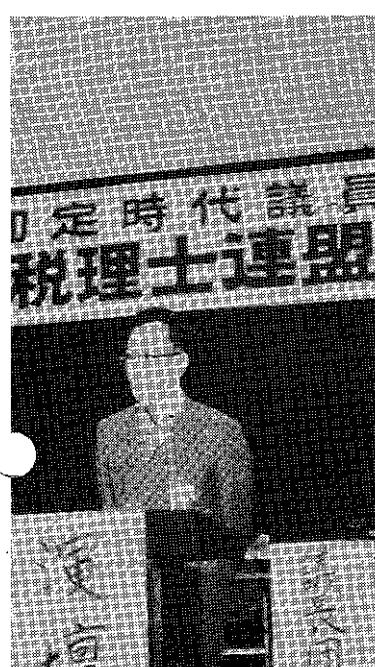
るスキを持つらぬようになればなりません。日に日に後退し、地盤沈下を招く日税連の動きを、われわれは監視していく必要があります。「ヨーロッパの税理士制度」を参考にしつつ、よりよき制度をつくるために、着実な日常活動の展開が強く望まれます。

過当競争にさらされている中小企業にとっては、企業課税（企業が直接負担することを余儀なくされるうこと）となってしまうのです。独占企業のように、顧客に安易に転嫁できないのです。実質的な所得の低いサラリーマンのすべてが直税の他に多額の間接税の負担をさせられるのも大問題であり、物価や税理士制度にも重大な影響を与えることから、本年度の重点的なテーマとな

す。「税理士による納税者のための税務指導体制」の確立と「税制の手直し」こそ急務です。

商法改正より独禁法改正が急務

本年三月の物価問題の集中審議に見るよう、大企業横暴のチエックには、独禁法の改正こそ商法改正に優先して行われるべきでした。六月十九日、法制審議会は商法部会を開き、第二次改正の賛成



組織強化に全力を

われわれが、制度問題で前進し勝利を得るためにも、組織の強化に真剣に取組まなければなりません。日税連の現状をみると、全国青税連の組織強化の必要性を痛感しています。

税理士制度の発展と全国青税連の発展は、正比例の関係にあるわけですが、この認識を会員諸兄姉に強く求める次第です。

保革反転を注目された参議院選挙は終った。与党自民党的不振は覆うべくもなく、結果を受けて有力閣僚が相次いで辞職、政情は余震を続けている。

とりわけ、分科シンポジウムはその運営と結末においてまちまちとなり、統一した結論に達し得ぬ恨みはあったが、これは大会初めの試みという以上に、テーマそのものの性格から、今後の課題として引継ぐことが自然である。

全国の会員が、直接それぞれの討論に参加したことと、目的の大半は満たされたと言えよう。

## 二主張二

## 法改正は危機にある 変節と妥協を排す

えなく商法運動を収束した直後で、あり、めぐって一年、いま保賀伯仲の参議院が実現して、若し商法運動が継続されていたら、廢棄は確実であろうという痛恨を残した。同時に、鎰くまで反対を天下に表明し通したわれわれは、正論の自信をいよいよ深めることができた。

年十二月に公表された、「税理士法改正対策運動計画大綱」(案)に基づくものと思われるが、そしてこの「大綱」案によれば、大会は昨秋に予定されていたものであつて、遅れること一年である。一朝にしてなし得ぬのが運動であるから、遅速を非難する意図は毛頭ない。ただ、大会の前段階には、当初より利害団体や政府、国会対策それに会内の態勢確立が強調されており、残念なことにわれわれは

言及するまでもなく、法改正はわれわれ自身の目的であり、全晩税の対策強化は緊要である。過去二年度に亘った法改正の署名運動は、われわれの悲願を対外的に認めさせるマルクマールにまで到達していないし、同じく二十億円基金運動も、組織的定着化までには幾多の時間が必要である。これ直に認めなければならぬ事実

# 張主=法改正は一変筈

## 危機にある と妥協を排す――

対の決選大会を砂防会館で主催し、当連盟の平山、矢頭両君が東西を代表して反対演説をしたことは記憶に新しい。それから四ヶ月余にして、日税連は大会宣言を裏切ったのである。今秋予定の法改正決起大会に、危惧と懸念を抱くのはけだし当然である。型ばかりの大会そのものが目的となり、いかにも法改正が進展しているかの幻

「商法」は全書税に貴重な教訓  
（すこしこの、いんじ。年上、きじをつ  
めでいる。こうした執行部が、決  
起大会に求めるものは何なのか。

もや協議や要請が譲発されるであろうが、われわれはこれを一切排除するであろう。時機にあって鉤くなき追及こそが、目的達成への最短距離であることは、「商法」で学んだ。この一年、われわれは一廻り大きく、重く成長できた。東京大会の成果を実りあらしめるため、着実に法改正の運動を進展させなければならないのである。

返した。日税連は脱落し、全青税連は運動を継続して目的達成に肉迫したが、終盤、変節と背信が生じわれわれが余りに運動に忠実であるばかりに、中傷を浴び、妨害を受けたのである。

Digitized by srujanika@gmail.com

保革運動を注目された参議院選挙は終った。与党自民党の不振は覆うべくもなく、結果を受けて有力閣僚が相次いで辞職、政情は余震を続いている。

総会を終えてこうした時期に全国青税連は第七回定時代議員総会を開催した。前年の神奈川大会は、日税連が敢えなく商法運動を収束した直後であり、めぐって一年、いま保革伯仲の参議院が実現して、若し商法運動が継続されていたら、廢案は確実であろうという痛恨を残した。同時に、飽くまで「反対を天下に表明し通したわれわれは、正論に自信をいよいよ深めることができたのである。総会も、年毎に充実して、本年も参加者が会場を文字通りに満席とし、執行部と卒直且つ活発な質疑が展開された。

とりわけ、分科シンポジウムはその運営と結果においてまちまちとなり、統一した結論に達し得ぬ恨みはあつたが、これは大会初めての試みという以上に、テーマそのものの性格から、今後の課題として引継ぐことが自然である。

全国の会員が、直接それぞれ討論に参加したこと、目的の大半は満たされたと言えよう。

セレモニーとして、その成功を手放して喜ぶことは許されない。自費を投じ、各地より参集した会員も一人ひとりの胸中は、どうしようもない税理士の現状を、どうにかしなければならぬ要求で波打っているのである。

勿論、われわれ、総会を単なる東京会を例にとれば、商法運動で偏重して税理士法の運動を放置したこと、執行部も過般の総会で認めていた。各単位会も大差なしと考えるが、偏重した商法運動でさえ、日税連は極限を前に脆くも敗退したのである。まして全会的に運動の伴わない法改正の決起大だからこそさすがの日税連も、今秋予定の税理士法改正の決起大

## 主張　法改正は危機にある — 变節と妥協を排す —

会を発表した。これは昭和四十七年十二月に公表された、「税理士法改正対策運動計画大綱」(案)に基づくものと思われるが、そしてこの「大綱」案によれば、大会は昨秋に予定されていたものであつて、遅れること一年である。一朝にしてなし得ぬのが運動であるから、遅延を非難する意図は毛頭ない。ただ、大会の前段階には、当初より利害団体や政府、国会対策それに会内の態勢確立が強調されおり、残念なことにわれわれは

会には、検討すべき問題がある。

### 全青税の主体性が緊要

言及するまでもなく、法改正はわれわれ自身の目的であり、全青税の対策強化は緊要である。過去二年度に亘った法改正の署名運動は、われわれの悲願を対外的に認めさせるメールマールにまで到達していないし、同じく二十億円基金運動も、組織的定着化までには幾多の時間が必要である。これは直に認めなければならない事実

理士存立の要件と自覚する全青税  
でさえ、必ずしも運動化の容易で  
ないことを経験してきている。い  
わば運動化の運動が現状であって  
今後も途上、いくつものハイドル  
が予想されるが、不断のローリン  
グによってこそ不退転の態勢は約  
束されるのである。一部ではある  
が、日税連執行部にはすでに法改  
度を危ぶみ、特試廃止を止むを得  
ぬ時流と認めつつも、国税労組と  
いう幻影を恐れる余りに、認可制  
度の導入を口外にして、斗いを前  
に妥協と取引の道をまさぐりはじ  
めている。こうした執行部が、決  
起大会に求めるものは何なのか。  
「商法」に学ぼう

「商法」は全青税に貴重な教訓  
を与えてくれた。昨年、春を待つ  
二月二十一日に、日税連は商法反  
対の決起大会を砂防会館で主催し  
当連盟の平山、矢頭両君が東西を  
代表して反対演説をしたことは記  
憶に新しい。それから四ヶ月余に  
けだし当然であろう。型ばかりの  
大会そのものが目的となり、いか  
にも法改正が進展しているかの幻  
想を助長して、負の運動となりか  
ねないのである。しかも「商法」  
による執行部への不信から会員の  
関心をそらす効果は充分である。  
留意すべきこととして、来年は挙  
げて役員選挙である。こうしたこと  
が、すべて織り込まれた上での  
大会計画であるとすれば、税理士  
法の改正は改悪への危険にあると  
言つて言い過ぎにはならない。わ  
れわれは商法運動の最中、それが  
は運動を継続して目的達成に肉迫  
したが、終盤、変節と背信が生じ  
われわれが余りに運動に忠実であ  
るばかりに、中傷を浴び、妨害さ  
え受けたのである。

法改正に当り、われわれは日税  
連と歩調を合せるであろうが、そ  
れは目的と軌道が同一である場合  
に限る。状勢の流転によって、又  
も妥協や变節が誘発されるであ  
ろうが、われわれはこれを一切排  
除するであろう。時機にあって飽  
くなき追及こそが、目的達成への  
最短距離であることは「商法」で  
学んだ。この一年、われわれは一  
廻り大きく、重く成長できた。東  
京大会の成果を実りあらしめた  
め、着実に法改正の運動を進展さ  
せなければならないのである。

事務局の実現へ



總務部長 湖東 廣平

その一つの方策として、常務理事会が新たに設けられた。これは從来百名前後の全国理事を一同に集めて行った理事会を、より機動的且つ効率的に運営するためにほぼ月に一回の割合で正副会長、部長、特別委員長等約二十数名で行うもので、通常の会務執行についてはこの常務理事会で殆んど処理していくことになる（但し、理事会の事後承認を要することになっている）。

商法問題題が一つの節を迎える会  
の内部をガツチリ固めることが、  
重要な課題となろう。思い切った  
方策を打ち出して、名実共に全国

これにより当面する諸課題に対し、深い討論がなされるであろうし、より機敏な会務運営が期待できる。反面、少數精銳主義に陥る可能性があるので、各単位青税の会長、代表幹事の方々との正副会長協議会を持つと共に、代理員ヨリス等を発行して全会員に、當務理事会の行っていることを広く知らしめなければならない。

団体加入促進が緊急



組織部長  
永井 義謙

引継ぎ総務長を担当する事となり、前年同様に何卒協力の程をお願い致します。当連盟も、創設以来七年余、活動も慣性化して来た感が致します。そこで、本年は、所長として入る事、会員

引継ぎ総務部長を担当する事となり、前年同様に何卒御協力の程をお願い致します。当連盟も、創設以来七年余、活動も惰性化して来た感が致します。そこで、本年度は、新風を吹き込む様、全国各地に点在する個人会員を柱に、団体加入に協力する為、東京大会にて、団体加入条件の改正がなされ、会員数の制限を除去し、理事会の承認に委される事となりました。

特に、個人会員の多い地域、岩手、山形、静岡、長野、高知等の地域に於て、団体加入を促進し、

制度上のテーマで



研究部長  
久保田 秀雄

年一、二回のシンポジウム開催と  
議論、云時の研究発表を中心に

②代議員総会時の研究会は、本年の東京大会の分科会と総会場での

相互關係(監督権の離脱)の内容と  
税理士会の自主的管理の方同等。  
このシンポジウムは、税理士法  
の問題であるので、税理士法対策  
特別委員会の共催をお願いしたい  
し、出来れば全国婦税連からの参  
加も呼びかけたいと思っている。

税理士の自主権確立をめぐる諸問題——小テーマとして①監査権の行使の実態②ヨーロッパ諸国の監

去る七月二十九日の第一回理事  
会での研究部会において討議され  
たものは、次のようなものであつ  
た。これらをなお検討して具体化  
していきたい。

思つてゐる

思う。そこで、本年のシンポジウムについては、税理士法改正に係るテーマを取り上げてはどうかと

に全国青税連のテーマとしては、  
全国的規模からしてどうしても制  
度的因素をもつたものにならうと

方法を踏襲したいと思ってる。

本年も基本的には、これまでの  
行われてきたようである。

まとめの発表は新しい発表方法として評価し、来年の総会もこの形

式を取り入れたいと思っていて、この他、熊本の牛島昭三会員によると、水俣公害補償に示した税理士の納税者救済の努力は、納税者の権利擁護の事例として、今後の研究発表のテーマとしても取り上げたいと思っている。



圓生醫學

新鮮な感動と  
新二年二

新たなエネルギーを

士の全エヌルギーを結集して重  
点施策の実現、即ち税理士法の  
改正に邁進することに意義があ  
る。その為の厚生活動は如何に  
あるべきか。

(2) 楽しい想い出の一ページも否定するものではないが、それは全青税の機関を通じなくとも各単位会や各支部で企画実施さざわ

(3) 厚生行事を一点にしほり目的  
をはつきりさせる。

次に私が何故全青税の厚生部長に選ばれたかその唯一の理由は、来年の第八回定期総会が大阪地区で開催されるであろうとの伏線からであります。大阪地区で開催されればベストの場所として奈良真良地区が選定される。これで奈良真良地区の私が厚生部長に選ばれた理由が会員諸兄に御理解して頂けるでしょう。

以上の二点を受けて、私は来年の定時総会における厚生部の役割の大さを認識し、全智全能を臣す覚悟です。全国青年税理士が理念をかかげて一堂に参集する。

ここには新鮮な感動を呼び新たにエネルギーが生まれます。その感動をいやますのが厚生企画です。私は他の各部との連携を密にして、厚生部員の協力のもとに斬新な定時

総会の催しを企画立案致します。  
そして全国会員にとってその日  
が生涯の感動の日、想い出の日と  
なることを念じて います。

A black and white portrait of a man with dark hair, wearing a suit and tie, looking slightly to his left. The portrait is enclosed in a circular frame.

わが税理士業界を取りまく環境は非常にきびしいものがあります。附加価値税導入、税理士法改正、小規模事業等の問題が山積しており、この状態の中で税理士会の自心として活動をしなければならぬ

い義務を負っているのが全国青年部と考  
えております。この活動は各委員会が一  
部、各委員会が一体となつて行い

着実な成果を得なければなりません。予算規模も拡大致しております。現在の收支状態では活発な活動を遂行するには、多少の無理が生じ易いので経常収支の適切化を図る必要があります。そこで経理部の責務は、この各部等の継続活動について必要資金の支出を速やかに行う事ですから、会費徵収につきましては、参加団体及び個人会員



業務改善部長  
中屋 三司

業務処理簿を重視

在の年間会費では、活発な活動をするには少額ではないかとの会員の声も多々聞かれますので、これまで踏まえた上で、適正かつ妥当な会費金額を研究致しますので、御意見をお聞きかせ下さい。

一、業務処理簿を完全に作成するための最低限度の必要記載事項の研究と、より記載しやすいものを作る。

最近、私達の業界の中でも身<sup>み</sup>を確保するための訴訟が何件か聞<sup>き</sup>されるようになつた。

その他、各地単位会で行つてある事務所経営に関するアンケートや改善の資料があれば是非会員の方に提供して下さい。

又、懲罰の場合でも事務処理簿  
不記載というのが多い。私達は、



# 税制の民主化を迫る

# 熊本水俣病の課税問題

すべての公害補償を非課税に

水俣病判決と課税問題  
の経緯

チツソ株式会社は、昭和二十一  
年より四十三年五月まで、アセト  
アルデヒド等の製造過程で発生す  
る汚悪水を回収、処理せずに利潤  
追求し、熊本水俣病を発生させた。  
また、行政当局がチツソ側を擁護  
して、被害を拡大させていった。

昭和二十六年頃には、猫の狂い死が始まり、ついに「公式」には昭和二十八年十二月、最初の水俣病患者の発生となつた。二十年をへた昭和四十八年三月二十日、熊本地裁は、チッソ株式会社に対しても「如何なる工場といえども、その生産活動を通じて、環境を汚染、破壊してはならず、況んや、地域住民の生命健康を侵害し、これを犠牲に供することは許されない」と

の支払いを命じた。

さらに同年五月二十二日、熊本  
大学第二次研究班は、水俣、新潟  
につづく第三の水俣病患者の疑い

## 各層の課税問題

税についての検討や反対の行動をひろげた。私もこれらの人々とともに、公害補償金のすべてを非課税にする税制の実現と、その方向での当面の措置を税務当局にとらせるごとに、全力を傾けた。

水俣病被害者の会、水俣市鮮魚小売商組合、熊本県鮮魚商組合水俣病訴訟弁護団、南九州税理士会、熊本税経新人会、民主商工会、青税会員、議員などの各団体個人がさもだまな形で、公害被害者課

「命をかえせ、体を海をもとどおりにせよ、生活を保障せよ」と要求したが、これに対して僅かに支払われる、補償金等に対する、課税が問題となってきた。

が熊本県有明町にあると發表した  
県民の噴激は高まり、汚染企業  
のチソ、日本合成、三井東亞な  
どへ漁民、鮮魚商はじめ各層の人  
々が抗議デモを行い、この運動は  
海、陸から燃え上った。そして

昭和十四年七月末の患者の状況

		認定者	うち死者	申請者
合計	鹿児島	熊本	大分人	久本人
六四人	六人	三人	九人	二、四五人
一 人	一人	三人	壹人	一

つまり、全く同じ性格の慰謝料にたいして、死亡の時期により相続税が課税されたり、されなかつたりとなる。

世にも奇妙な相続税制である。

したがって、相続人には納税義務はない。（熊本国税局も同様の見解をもっているが、相続税の中告を要件的にみている。「なぜ申告要件なのか」と私が質問すると現地の署長に任せると回答した）  
つぎに、判決後とか感謝料確定などに患者死亡の場合は、相続人の相続財産価額に、「一、八〇〇万円の感謝料等が含められる。

この慰謝料は、所得税法九条一項二〇・二一号により、所得税の納税義務は存在しない。しかし、死亡患者の慰謝料は、相続人の相続財産の価格に含まれるか否かの問題が発生する。判決日前に患者が死亡していた場合は、相続人は損害賠償請求権の、権利のみの相続であり、時価は存在していな

	認定者	うち死者	申請者
合計	六四人	六人	三、四五人
鹿児島	全人	三人	全人
	六四人	六人	二、五〇人

つまり、全く同じ性格の慰謝料にたいして、死亡の時期により相続税が課税されたり、されなかつたりとなる。

世にも奇妙な相続税制である。

次に贈与税の問題がある。慰謝料を、住宅、預金等に転移させるととき、名儀人が変わると贈与税の課税対象となる。南九州税理士会も、この点についてのみ改善の要望書を国税局長に提出した。また四〇〇万円の慰謝料の支払いを、チッソ株式会社に命じた。

てはいる。貴団体が企業より受け取る、組合員等に配分した金額の内訳と、企業との約定等の内容等を知りたい」というのであった。これらは九州各县の漁民、鮮魚商、行く商人など七万人にも及び三十億円を超えるとみられる額であった。

課税は止むを得ないと空氣もある中で、水俣市鮮魚小売商組合(中尾組合長、組合員六十六名)は弁護士、国、県議員、税理士などの援助も受け、二月十八日、熊本国税局に役員六名が陳情書を渡し交渉した。組合側の論点は次のとおりである。

(1) 十八年もの長期間心身ともに苦しめられた。客からは『この魚は大丈夫か、奇病になれば責任もつのか』と言われつけ、時には仕入れ全部を捨てたりした。また、自分達も患者ではないかと不安の日を過ごした。実際に組合員の二割以上が認定申請している。

(2) したがって、二千万円は精神的慰謝にも満たない。チツソとは和解してない。四十九年も交渉する。四十八年度の二千五百万円の受取り金額は内金であること。

(3) 三木環境庁長官も四十八年夏現地で中尾組合長の「非課税」の陳情に「判りました」と答えて

いる。

(4) ヘドロの除去は着手されず

申請者認定に五年を要することや

国立の患者の治療機関がないな

ど、行政は極めてたちおくれてい

るにも拘らず、税金だけ

どのは不當である。

(5) 収益補償は課税所得、心身慰謝は非課税と

度は誤りではないか。所

得税本法は九条一項二十

二号で非課税規定がある

のみだ。施行令九十四条

で収益補償課税が委任規

定されている。本法と政

令を同列にできない。大

阪地裁判決(S.41.5.30)でも政

令課税には、違憲の判決がある。

(6) 席上局側の職員が『収益・



—総会で報告する牛島君  
会場に強い感銘を与えた—

を組合員に対しては直ちに中止し

局側の結論が出たら組合に通知し

て話し合うことなどを確約した。

組合は、県鮮魚商組合、水俣漁協

にも共斗を呼びかけた。

いては除く。

数万人の人々の課税問題が一氣に解決された。しかし、多くの問題が残る。それは、年度と地域と対象が限定されたために、四十九

年度に向けて新しい斗いが必要になることである。勿論、この局側の回答は四十九年度分の処理と、税制改正への土台の一つの大きな条件とはなった。しかし、これによつて、公害被害者への不当課税反対運動が分断されたことにものる。現に広島国税局では、山口県の徳山、岩国での水銀、P.C.B.汚染補償に對して、受け取り金額のうち、漁民は六十七%、鮮魚商は三十三%を非課税として、残りを事業所得とするとの申告指導を行つてゐる。四月十七日に岩国鮮魚商組合役員、民主商工会代表は広島国税局と交渉した。組合側は(1)熊本と同じ扱いに何故できないのか、(2)漁民六十七%、鮮魚商十三%を非課税とする根拠は何か(3)補償責任はないと企業側はさけ「迷惑料」として同意したものを受け取った補償金の中には、収益補償と見られる部分があり、この部分は、本来は事業所得として申告するものが建前であること。

(1) 四十八年中に企業側より受務署長を勤員し各団体に対し、丁重に次のことを連絡してきた。

(2) したがって、二千万円は精算の区分はしにくい。しかし全額が事業に起因するため、全額を収益補償と認定するとの見解に對して、判決の患者でない家族の慰謝料二千四百万円が一つの客観資料となると反論した。

(7) さらに組合側は、課税強行については全水連、漁民、民主団体に呼びかけ反対斗争し、また裁判で争う意志を表明した。

以上に対しても局によると、相談呼出

な成果を全国にひらげるとともに公害被害者が獲得する補償金、慰謝料等を非課税にする税制改正運動をおしすめすることができます

重要な課題となつた。

三、弁護士等の課税問題

水俣病訴訟弁護団は、三六八名

である。判決は、慰謝料の一割八千数百万円を弁護士費用としてチッソに負担させた。

公害裁判の特徴として、本件でも四年間五十五回の公判が開かれられた。依頼者の裁判費用等の負担が困難であるため、公害反対運動を拓

げる中でのカンバや弁護士の自費によらざるをえず、さらに中心的な弁護士は他の業務を放棄しなければならなかつた。一方、被告は大企業で、金力と専門家をもち、その上に企業秘密のペールの中にあつた。勝訴するには、国際的にも国内的にも、多くの労働者、一般住民、医師、弁護士、学者等の協力を必要とし、さらに意志統一のため、記録に残るだけでも三五〇回の会議や、常設の事務局などを必要とした。弁護団と我々税理士の間で、これらの性格をどう評価し、所得税法が適用するかと検討を加え、国税局と交渉した。

結論は、次のとおりになつた。

熊本のよきとしては、この大き

(1) 弁護団と関与税理士は、所  
するが、国税局も性質としてはそ  
う考るが、臨時、変動所得と主張  
定列挙のために適用できない。

(2) したがって、総収入から先  
づ共通経費を控除し、弁護士個人  
の手取実収入額から四年間の会  
議、調査、通信、旅費等の必要経  
費を控除して、所得金額とする。

弁護団の所得計算書は統一した形  
式で行い、局側は税務署長に必要なアドバイスを行う。

最近、税務当局は、水俣病患者  
の発見、治療に献身的に努力した  
水俣病県民会議医師団の一部が所  
属する法人に対し「無償の医師の  
診療は益金に加算せよ」などいわ  
ゆる経済的利益の判定を行おうと  
している。今後この問題にも私達  
はとりくまねばならないと考える

四、ヘドロ除去と漁業権課税  
患者、被害者は「もとの体にせ  
よ。生活を保障せよ」と、同時に  
「海を、もとどおりにせよ」が一  
般的で基本的な要求である。

現在全くの死の海と化している  
水俣湾（三百三十万ha）の水銀へ  
による除去でなく、除去基準二五  
PPMとした一部埋め立て、一部

「第三水俣病はなかつた」との大  
納税者の権益擁護の本質

（徳山湾一五PPM、新居浜港七  
PPMと比べ、ゆるやかすぎる基  
準）。水俣市漁協（百四十七人）と  
熊本県との漁業補償交渉は、県側  
は「消滅補償と制限補償」漁協側  
は「漁業補償と制限補償」と対  
立し、さらに漁協内部では組合長  
の背任問題等もからみ、交渉は中  
断している。

しかし、いずれにしても、補償  
は、一定の金額で解決されるであ  
ろう。その時に、漁業権補償にと  
もなう譲渡所得税課税問題が生  
ずる。現行税制では、漁業権消滅  
の場合は二千万田の特別控除が代  
替資産控除であり、漁業権が消滅  
しないときは、一般の事業所得な  
どとしての複雑な課税となる可能  
性がある。何れにしても、命を奪  
われ、海を奪われ、家族を奪われ  
た被害者である漁民に、税金はよ  
うしゃなく課税されるのが、現代  
日本の税制である。

課税の公平を説いたアダムスミ  
スも泣き出すのではないだろうか  
私は、漁民の人々とこの問題に  
とり組もうと、新たな決意をかた  
めている。

（1）弁護団と関与税理士は、所  
するが、国税局も性質としてはそ  
う考るが、臨時、変動所得と主張  
定列挙のために適用できない。

（2）したがって、総収入から先  
づ共通経費を控除し、弁護士個人  
の手取実収入額から四年間の会  
議、調査、通信、旅費等の必要経  
費を控除して、所得金額とする。

（3）

（4）

（5）宣伝と「認定申請者に対する棄却  
保留を増加する」などのまきかえ  
しが行われている。税務当局の中  
にも「被害者は、豪華な家に住み  
高級の自家用車をもち、ゼイタク  
だ。課税するのが当然だ」などと  
被害の実態を無視したささやきが  
行われている。しかし、水俣病の  
前に水俣病はなし、といわれてい  
るよう、水俣における海、魚、  
人の汚染の実態と水俣病像は、未  
だ完全には明らかにされていない。  
公害の根絶もいまからである。

（6）

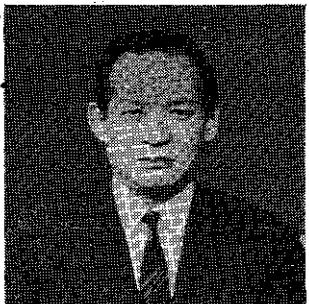
（7）新役員名簿

（8）大企業と政府は、大企業に超過利  
潤と特權的減税を、住民には、公  
害と被害者課税をつくり出してい  
る。私は、この実態を現地で被害  
者から深く学んだ。私は全国の税  
理士が、全国各地の公害反対の被  
害者運動に参加しつつ、「公害被  
害者の補償金、慰謝料、見舞金等の  
すべてを非課税にせよ」と税制改  
正の旗を高く掲げ政府にせまるこ  
とは、税理士の眞の社会的使命の  
一つであると考える。税理士共通  
運動と合流し、税務当局の束ばく  
を受けない専門家集団が必要だと  
納税者に理解されてこそ、力強く  
前進すると確信する。

副部組織	副部組織	副部組織	副部組織	副部組織	副部組織	副部組織	副部組織
理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長	理事長
長江小西武酒渡 永川笠川山川辺 原英	斎伊藤森浜赤勝永 藤井元野	古山秋下 重信良三	橋下山田 森岡木田	鎌松小浅 八嗣雄三 五十嵐	土勝田石湖 屋田村龟東 山藤口真亮泰邦京	西桑奥羽金後荻 川原田賀子藤野 義普寛秀次弘	副会長
吉長治和敏克 勇好男郎正和己 宮秋福望栗森岡 本山井月原田崎 隆信国宗 恵正 司勝雄敬登三光輝三紹積男宣次勝	堀部井 清啓憲 今博慶義朝 将宏 雄介夫人雄敬	高田昌平 泉野	小平谷 伊智司弘進	小福末小 川節時繁 植坂奥	奈清和蔭金子 吉慶夫夫 邦淑健静三	副会長	
吉竹平田菱辻 田村松辺川 平八清美秀 郎直志子夫健	大松竹稻石唐木 室本内垣井田	山西増野田谷田 吉吉寺弘進	伊細土高 中繁夫夫 村城間田	伊田松林 藤野田橋屋	西岩久保田 江田田	副部長	
森南大久保 正富光山本方保崎本	杉谷緒久岡坂 泰俊浩吉明	邦輝光集 義雄司人	邦淑健静三 泰正一 孝哲治	忠一誠昭 忠雄郎寅二 幸男夫雄	新田尾 菅大永田 美安克秀	研究部	
孝史俊信稔 則藏男雄宏郎一之男	二修雄司夫雄	仁	司				

会計監事	理事	副部広報部	理事	副部厚生部	理事	副部業務改善部	理事	副部研究部
吉竹平田菱辻 田村松辺川 平八清美秀 郎直志子夫健	大松竹稻石唐木 室本内垣井田	山西増野田谷田 吉吉寺弘進	伊智司弘進	小福末小 川節時繁 植坂奥	奈清和蔭金子 吉慶夫夫 邦淑健静三	西岩久保田 江田田	新田尾 菅大永田 美安克秀	
森南大久保 正富光山本方保崎本	杉谷緒久岡坂 泰俊浩吉明	邦輝光集 義雄司人	泰正一 孝哲治	忠一誠昭 忠雄郎寅二 幸男夫雄				
孝史俊信稔 則藏男雄宏郎一之男	二修雄司夫雄	仁	司					

## 顧問契約の性格



日大教授・法学博士

北野弘久

税理士法の改善は斗争によつて達成されねばならない。小林事件をめぐる運動はそのような斗争の一環として位置づけられる必要がある。

ことに税理士の身の保護制度の確立なくしては、納税者の人権を擁護することができないといわねばならない。小林事件はこの点について鋭い問題提起をしたものであつて、同事件の帰結は全税理士全納税者に關するといってよい。税理士法の改善は斗争によって獲得されねばならない。小林事件をめぐる運動はそのような斗争の一環として位置づけられる必要があ

一 税理士顧問契約の性格については從来立ち入った研究がなされていない。この点は、多年にわたる税理士法改正運動においても欠落していた点である。税理士として適正な業務を行っている者が、或る日突然理由なく顧問契約を解約されるようでは、税理士は納税者の代理人として充分にその職責を果たすことができない。ま

者は、この問題は小林個人の問題ではないことを強調するとともに、つきの二点を同会長に要望したのであった。(1)弁護士を強化することと、(2)東京税理士会、日本税理士会連合会などの公的組織による支援体制を強化すること。その後、(1)については税務訴訟について多年の経験をもつておられる鶴見祐吉博士が所長に就任された。(2)

わたくしどもは、今後、この事件を法理論のうえにおいても先行的に有意義に展開させる義務がある。この事件を正当な意味において税理士、納税者に利益をもたらすものにしなければならない。

三さて、小林事件は、正確には委任契約上の地位確認請求事件と呼ばれるものである。請求の趣旨は、昭和四十七年十一月十日付

# 事件の 経過

顧問会社と税理士との間の関係について、従来は単に民法上の委任契約にもとづく関係はあるというだけの説明がなされてきた。民法六五一条によれば、委任は各当事者においていつでも解除することができるようになっている。これに従えば、小林事件についてはおよそ争う余地がないように思われる。しかし、民法典の規定する「委任の法理」は、あくまで無報酬が委任である（民法六四一）。

出向者を引き揚げ、一切を関与会社に委ねるものであった。

大手某は創立以来八十六年の歴史をもち、しかし経営状態は内部事情もあって、最近は不振続きであった。関与会社はその専門特約店であり、大手某は市場の確保と失地回復を計る目的で、前述の新会社設立の挙に出たわけであるが効を奏して新会社は着実に業績を治めていった。そして、安定した収益を獲得するに従い、大手某は当初の約束と逆に、社内での力を増大させ、とどまることなく逆に、小林会員との顧問契約を一方的に

# 小林事件と税理士

## 特別寄稿

八条参照)といふ「古典的な」委任関係の場合のものであつて、それはそもそも税理士の顧問契約の実態に適合しないものであることに注意を要する。税理士の顧問契約は、これを委任契約とみた場合、通例は、税理士法二条に規定する「税務代理」、「税務書類の作成」および「税務相談」ならびにこれらに付随する一切の業務、(税理士法二条に明文の規定はないが、税務の性格上特約のないかぎり当然にいわゆる会計業務等も含まると解される。このように税理士業務は本来、包括的なものであるという特徴を有する)の委任を内容とするものとみられる。しかも、税務の性格上右の業務の委任は原則として継続的であるとみられる。明文の契約がない場合においても慣習的に右のような内容の默示的契約が存するものとみられる。(厳密には非法律行為についても「準委任」であるが、準委任も委任の法理に従うこととされているので、法律行為と非法律行為とを区別する実益はない)。

税理士顧問契約がかりに民法上の委任関係であるとしても、能う

かぎり右の税理士顧問契約の実態に適合する内容において民法解釈

してとらえ、現行法の解釈論上、

論が構成されねばならない。この

点について、すでに裁判所に提出された鶴見準備書面等において引用されている「受任者のためにも利益となる委任においては委任の解除権は信義則上当該委任における特殊事情に相応した制約を免れよう。つまり、現行民法の解釈論の次元で考える場合においても能うかぎり税理士顧問契約の特殊性を考慮したうえで委任の法理を構成することが要請されるわけである。具体的にはこのような法理構成のうえにたって、小林事件の場合には解除権の濫用が存したことを明らかにする必要がある。

四 以上のほかに筆者はつきの三つの法的構成も検討に倣すると考えてゐる。

(1) 税理士顧問契約は民法上の委任契約ではなく一種の無名契約である。税理士顧問契約の実態にふさわしい内容において当該無名契約の法理を構成する(その場合雇用契約、請負契約等の法理を参考にする)。

(2) 税理士顧問契約は単に民法の支配を受けるのではない。民法、委任の法理が税理士法という特別法によって修正されているものと

適用を受ける関係として構成する。

(3) 税理士顧問契約は民法上の関係とは全く別個の関係として構成する。すなわち、それは、税理士法という特殊法上の特殊契約であるとして構成する。

筆者としては、右の三つの考え方を現行法の解釈論の次元で提唱するものであるが、立法論的には納税者の代理人の立場にたって(3)の考え方を税理士法において明文化すべきであると考えている。いまでもなく、税理士の身分保障をはかる観点から税理士顧問契約の法的性質を今後税理士法において明文化する必要がある。この点、税理士の身分保障に資するためにたとえば西ドイツの税理士職業準則一六条二項が「責任ある一定の期間に限定して契約することは、その期間が三年以下とならない場合にのみ認められる」と規定している点が注意されよう(全国婦税團報告書『ヨーロッパの税理士制度』一六八頁参照)。税理士の合理的な身分保障制度の確立がこれらの税理士法改正運動における重要な課題の一つとされねばならないといえよう。

さて、新会社の実績だが、これは小林会員と無縁のものでないことは小林会員と無縁のものでないことも触れねばならない。

同会員は、新会社の設立以来、文字通り寝食を忘れ、事務所の全機能を傾けて若き情熱を新会社の発展に注ぎ、その勞や多とすることは、大手某も認めているところである。

解除の理由を糾したところ、單に、同会員の推せん者が大手某の意に叶わぬ人物というに過ぎず、小林会員は直ちに抗議し、交渉を続けてみたが、顧問契約の法的性格が委任にある以上、何時でも解除できることを主張して、一步も譲らず、止むなく昭和四十七年十一月十日、東京地方裁判所に提起したのである。

昭和四十八年一月二十六日、第一回の公判が開かれ、以後すでに七回の公判を重ねている。

この間、同会員所属の東京税理士会本郷支部をはじめ、東京青税連が組織ぐるみで支援体制を固めまた東京税理士会でも、迂余曲折の末、やっと関心を示して対策、支援について、「側面より前向きに」取組むことを表明するに至っている。



## 全青税に於ける

## 小企業対策について

〈報告者〉 勝 部 廉 次

# シンシンボシ

小企業問題

まず、「今日の小企業対策の諸背景について」は、政治的には、民商対策を前提として政府与党にによる中小企業の組織化が行われようとしていること。社会的には、納税者の数の激増に対応する行政能力の欠陥により行政の一分野を下請に出すという形態であること。経済的には、物価上昇や生活費増大等の経済成長の歪みが零細納税者にきていて、制度的救済を計らずに税金問題について援助の手を差し延べられていること。結局これらに対し税理士があつり廻されていて、現在の小企業対策もこれに迎合して行われていることは明白で、税理士本来の社会的使命と全く関係なく、これを充分認識した

(一) 今日の小企業対策の政治的社會的経済的背景について、(二) 税理士の使命と小企業対策について、(三) 各地の現在の小企業対策の状況について、(四) 小企業対策の本來あるべき姿(基本的方向)について、の四項目について討議せられた。

文もう一つは、税理士の歯止めとならず下請化してしまっていると指摘しているのに対し、名古屋市会の行う税理士業務の歯止めを弱める具体的な方策がまず講ぜられることが必要ではないのか、という反論が出た。

尚東京青税に於ては、概ね九月には意見書を発表するとのことで目下小企業問題に関する東京青税としての具体的意見は表明されず個々の会員の意見にどまつた。

「各地の現在の小企業対策の状況について」は、特に個人会員の

者は税理士の関与も必要としないのが一般的で、このような例外から少数の納税者（救済を放置してはならないとしている）の救済と、今日大量的に行われている各種小企業対策を結びつけるのは誤り」としているのに対し、このように断定して良いかと言ふこと。

「小企業対策の本来あるべき姿」について、課税最低限の引上げとともに、やはり今日大量的に行われているのは、政治的事情に因し、これに税理士がより廻されていて、税理士の使命とは本来関係のないものであり、今後行政レベルの問題に、税理士会は安直ににのることなく、我々の主体性のある行動が必要であるということが、集約的意見であった。

尚終りに、全書税に於ける小企業対策問題の今迄の経過について述べ、シンポジウムの開催（二回）委員会での審議、或いは理事会等で行なわれて、税理士会の自主性は失われてゐると言ふことであった。

はそれらの危機に対する対策は、必ずしも地域の問題について意見が述べられた。その他の地域に於ても、自主的に税理士会が行っているといふ形式を採つていても、実質的には対策は勿論、主体性は全くない旨が述べられ、長野の会員からは職域の問題について意見が述べられた。

でかなりの討論と検討がなされて來ているが、現在中小企業対策特別委員会による「小企業対策の基本的方向(案)」(全青年会報25号)の発表にとどまっている。全青年会としては今後周囲の状勢にあわせて迎合することなく本質をよく考えて各地青年税の小企業対策案等も充分参考として、基本的方向を明らかにするということに決定しておる。

短時間の分科会ではあったが、誠に活発に意見の交換がなされ、今後これらを骨子として、間もなく基本的方向が示されるものと期待する次第である。

ける可能性として、道路交通法上の違反、特に交通三悪と呼ばれる違反によって、人を死傷せしめた様な場合は税理士資格をも失う結果となるとの話もだされ、私共の身辺には、色々な危険があることを今さらながら理解した次第である。

